

地教行法の改正及び コミュニティ・スクールの推進について

文部科学省初等中等教育局 参事官付



文部科学省

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

⇒ 「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能を持つ。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6】 H16制定、H29改正

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
= 学校の運営に関して協議する機関

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

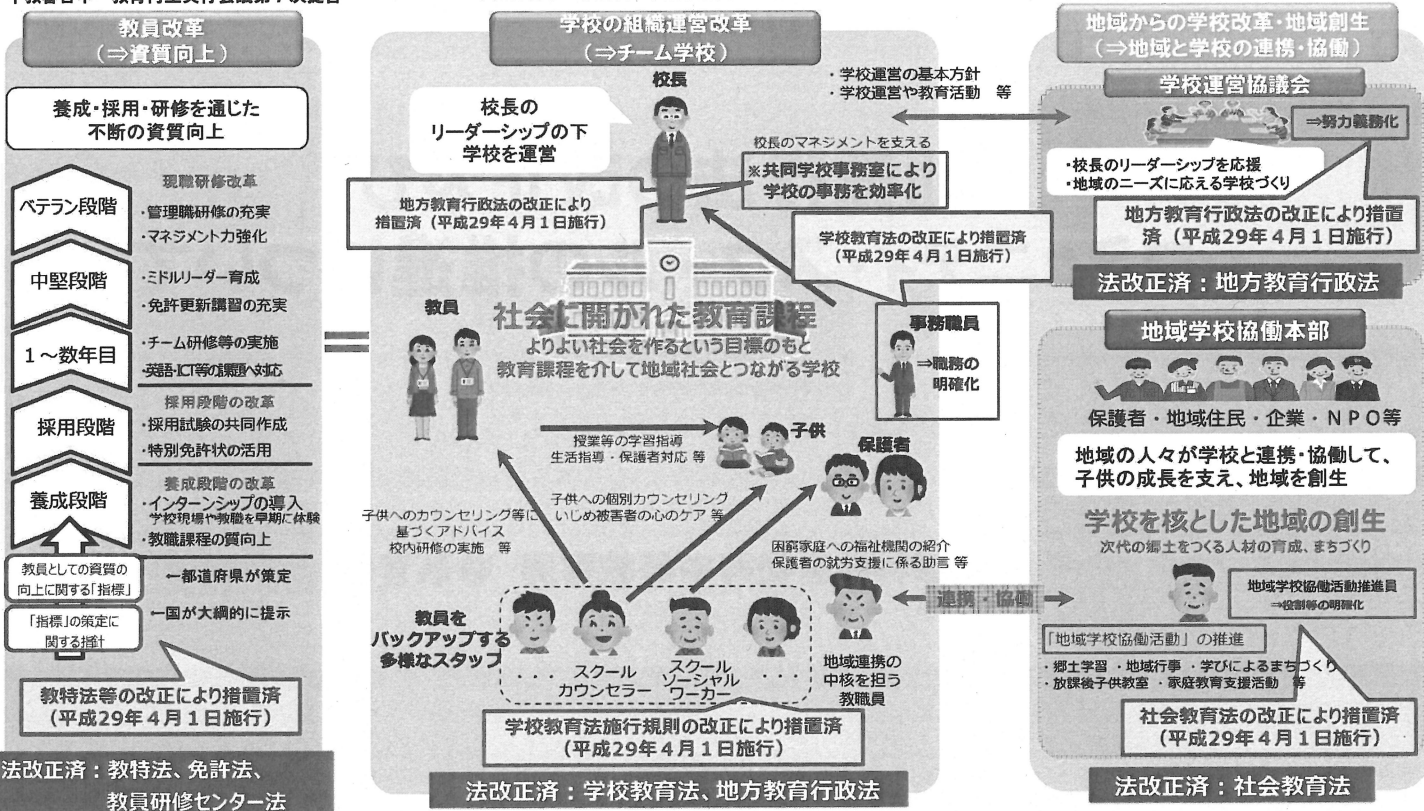
「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月 文部科学大臣決定）の実現に向けて

教育基本法を踏まえ、学校が直面する様々な教育課題に対応していくために、学校の機能強化を一体的に推進することが必要。

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第7次提言

中教審答申←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済：義務標準法等

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、初任者研修、少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（義務標準法の改正）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示（義務標準法の改正）

学校運営協議会に関する地教行法の主な改正について(改正後の地教行法第47条の6関係)

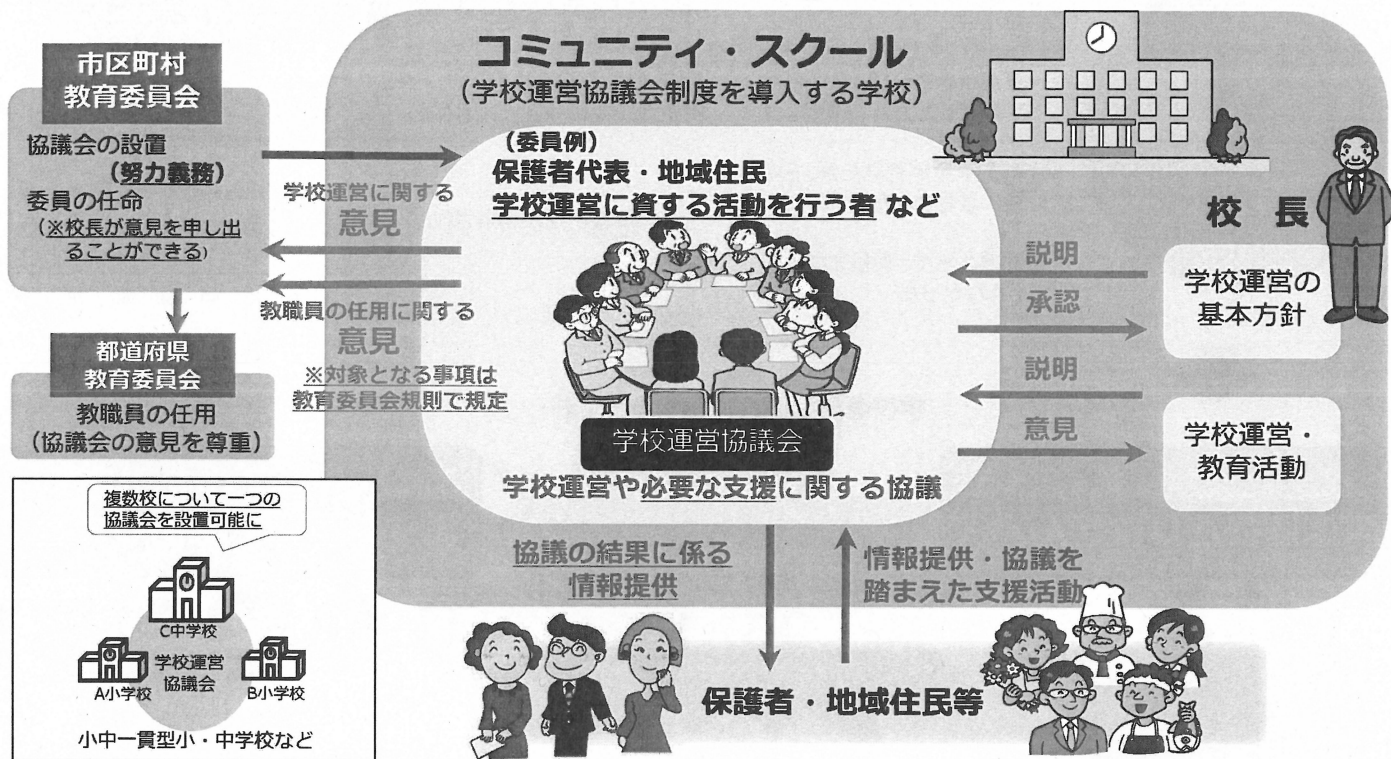
改正事項	現状・課題	改正の内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・ 協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっているが、さらなる設置の促進が必要。	・ 各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととする（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・ 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されているが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっている。 ・ 委員は、地域住民や保護者一般が規定されているのみ。	・ 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努めることとする（第5項関係）。 ・ 地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとする（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・ 委員の任命について、校長の関与は特段規定がないが、校長とともに責任感を持って学校運営に参画できる人材が必要。	・ 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし（第3項関係）、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとする。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・ 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、特段の規定がないが、依然抵抗感が強い。	・ どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとする（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・ 学校ごとに協議会を設置することとされているが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。	・ 小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができることとする（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとする（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

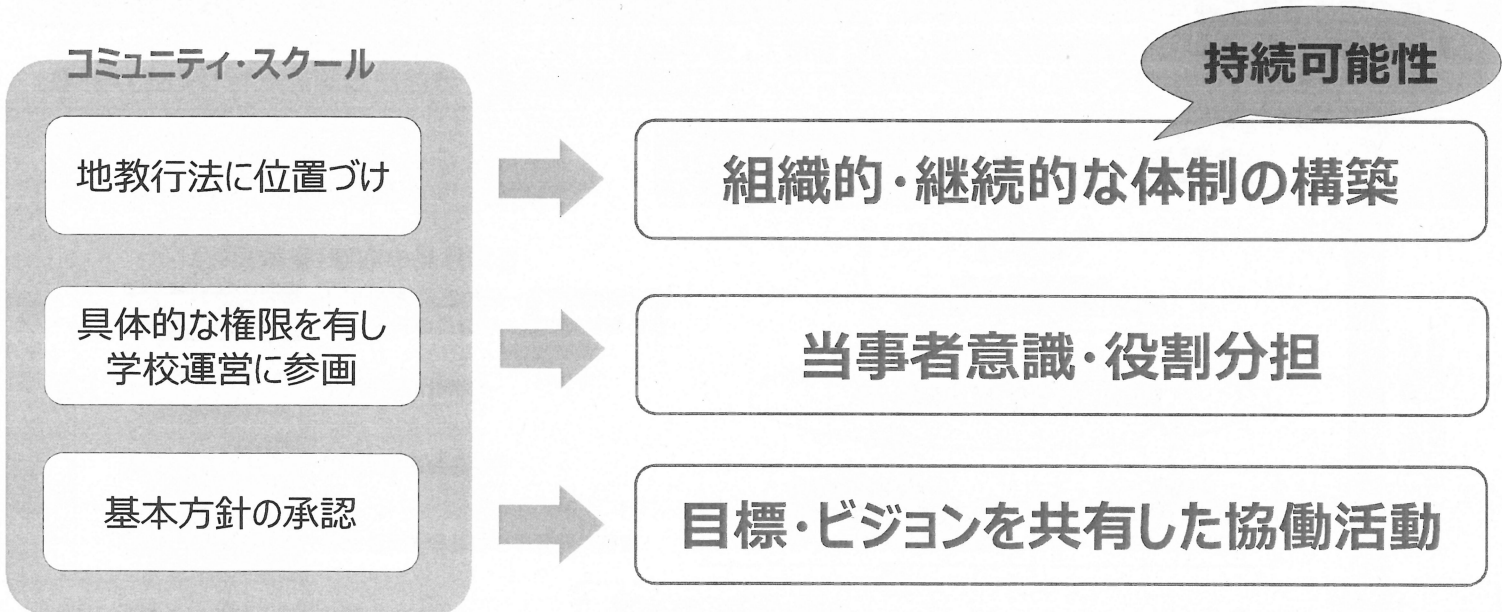
地域とともにある学校への転換

開かれた学校から更に一歩踏み出し、
 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む
 『地域とともにある学校』へと転換していくことを目指して、取組を推進していく必要。

▶▶ コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりの有効なツール



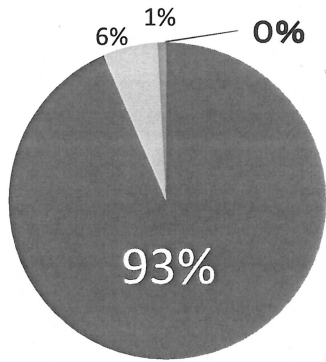
コミュニティ・スクールの主なメリット



学校と地域とが、共通の目標等を共有し、その達成にむかって、
 ともに前進している実感によって、学校はよりよく発展していく。

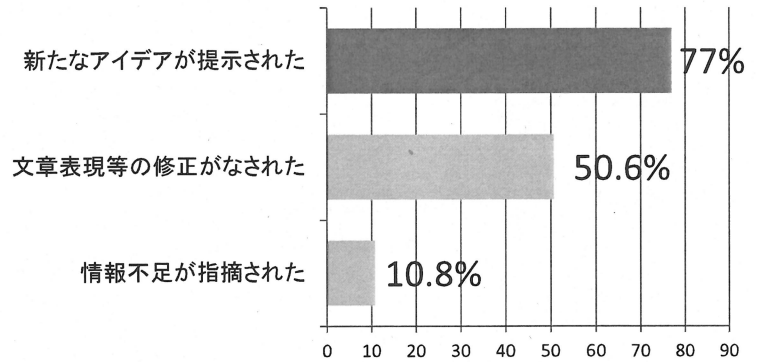
1. 基本方針の承認によって、校長は学校運営をしにくくなるのでは？

学校運営協議会の「承認」行為の有無



- 修正意見等がなく承認された
- 意見付きで承認され、その後修正した方針を確定した
- 修正意見が付いたが、その後承認された
- 異論が出て、最後まで承認されなかった

修正意見等の内容(複数回答)

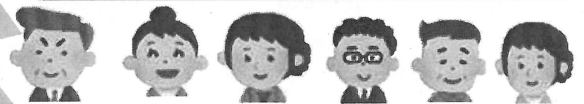
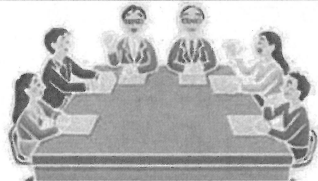


学校運営協議会に対する満足感

承認されなかったという事態は存在しません。

対立・トラブルを引き起こすような意見ではありません。

基本方針承認行為による理解・賛同
95.1%



2. 教職員の任用に関する意見によって、人事は混乱するか？

- 校長の定める学校運営の基本方針を踏まえ、当該学校の課題解決や教育の充実に向けた校内の体制整備を実現するために、保護者や地域住民等の理解・協力を得て、校長のリーダーシップを支える仕組み。
- このため、校長は学校のビジョンや校内体制等について学校運営協議会と十分な意思疎通を行うことが肝要。

都道府県教育委員会

人事の内申
(地教行法第38条)
(地教行法第47条の5第6項)

市町村教育委員会

校長による意見の申出
(地教行法第39条)

学校運営協議会による意見の申出
(地教行法第47条の6第7項)

教職員の任命
(地教行法第37条)

教職員(県費負担教職員)



連携

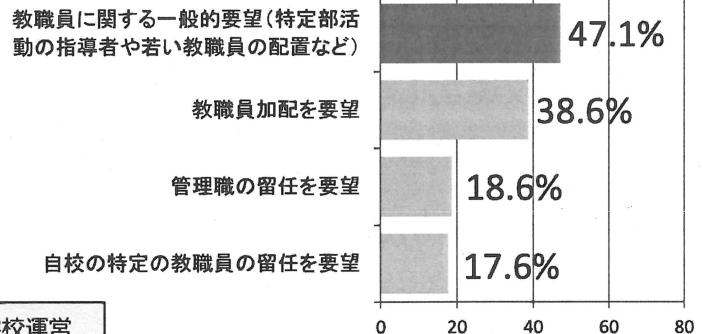


市町村立学校(コミュニティ・スクール)

任用意見申出率 6.6%

※CS指定校に対する意見申し出のあった学校の割合(平成26年度間)

任用意見の内容(複数回答)



前年秋頃の学校運営協議会で、校長から学校の現状や学校経営上の意向を聞き取り、意見を出し合っています。校長との信頼関係が大切です。
(学校運営協議会委員)



＜教職員の任用に関する権限の考え方＞

- 尊重規定があるが、任命権者の任命権の行使を拘束するものではない。
- 市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権そのものに変更が生ずるものではない。



3. 学校評議員の仕組みで十分では？

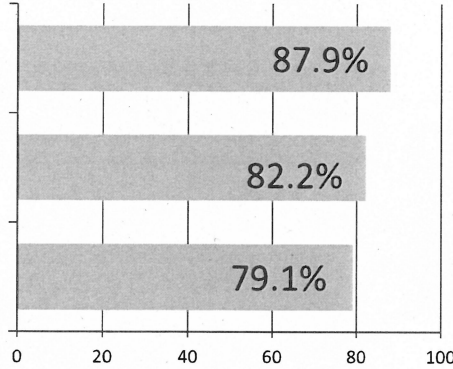
学校運営協議会と学校評議員の関係認識

(複数回答*いずれも「とても当てはまる」「少し当てはまる」の合計)

学校運営協議会の設置によって、学校支援活動や学校評価などの活動が積極的に展開される

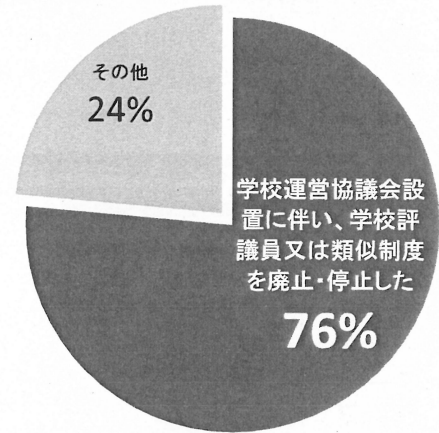
学校運営協議会委員は学校評議員等よりも当事者意識が高い

学校運営協議会は学校評議員よりも活発に意見を出してくれる



学校運営協議会にすることで、議論がより活性化していく傾向にあります。

学校運営協議会の設置状況

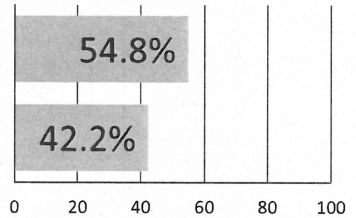


学校評議員制度への考え方

*いずれも「そう思う」「ある程度そう思う」の合計

学校評議員制度は形骸化している

学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない



※平成25年度委託調査「コミュニティ・スクール実践研究を受けた学校(指定・未指定とも)の校長に対するアンケート」調査結果より

4. 学校支援の取組を展開しているので、学校運営協議会の仕組みまで取り入れる必要はないのでは？

学校運営協議会による学校支援活動の成果と課題(複数回答)

※いずれも「とても当てはまる」「少し当てはまる」の合計

学校運営協議会の意見等によって、学校のニーズにより的確に対応した支援を受けることができた

より持続可能な学校支援活動を受けることができた

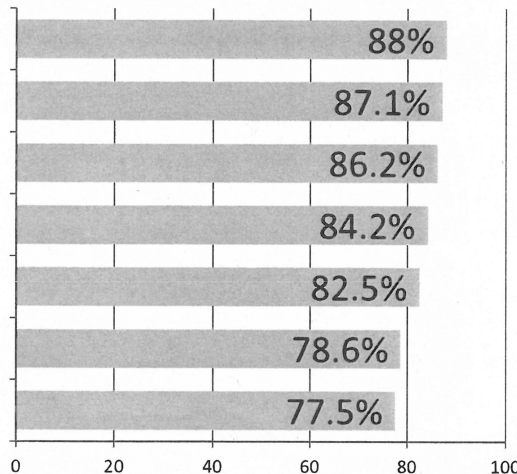
より特色ある学校づくりを展開することができた

より組織的かつ計画的に学校支援活動を受けることができた

学校支援組織の人材を確保しやすくなった

学校運営のより確実なPDCAサイクルの確立につながった

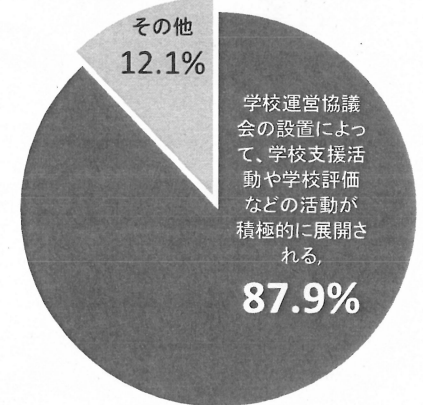
学校運営協議会の意見等によって、保護者・地域のニーズにより的確に対応した支援を受けることができた



学校運営協議会を設けていくことで、支援活動が活性化する傾向にあります。

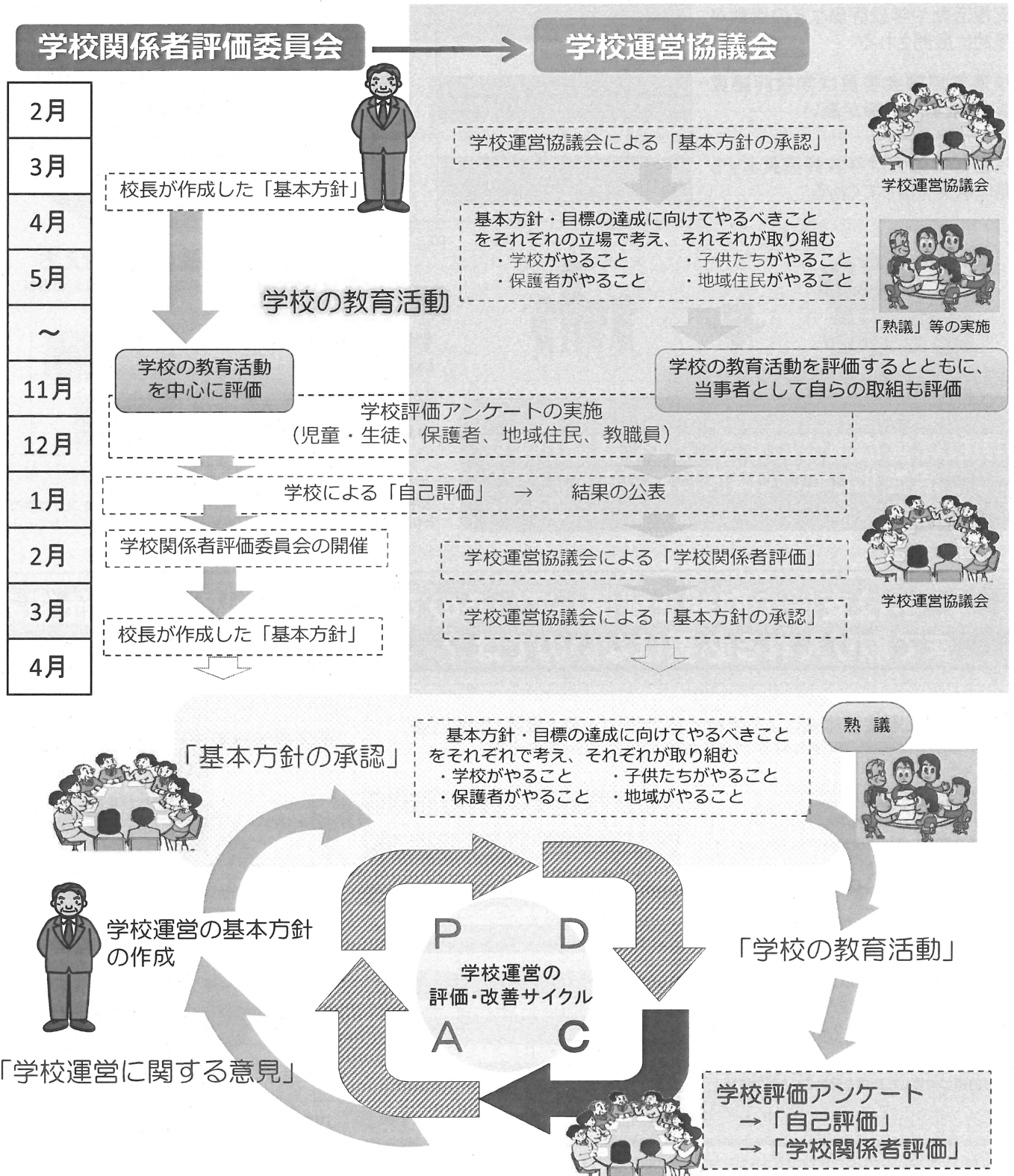
学校運営協議会と支援活動等との関係認識

(複数回答)



学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展

学校運営協議会と一体的に学校関係者評価を実施することで、子供たちに関わる全ての人の当事者意識が高まるとともに、学校・家庭・地域の相互のコミュニケーションが深まります。そして、学校運営の改善のサイクルが有効に機能していきます。



学校運営協議会の機能として、教育委員会規則に学校評価の機能を位置付けている割合は約8割に至っています。発展的な例では、学校運営協議会の部会に学校評価部会を設け、組織化しているところもあります。

コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会制度を導入する学校)

より魅力的な仕組みへと
制度の在り方を見直し

2,806校
(平成28年4月1日)

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な段階(コミュニティ・スクール化)の姿として捉えて推進

自治体類似の仕組み(〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体(任用等に関する意見を主活動として位置付けていない協議会も含む。)

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

学校関係者評価委員会

全公立学校の約94%で実施

学校評議員制度

全公立学校の約80%で実施

学校支援等の取組

公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校運営協議会と一体的に推進

学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

5. 都道府県立高等学校・特別支援学校における コミュニティ・スクールの導入は進んでいるのか?

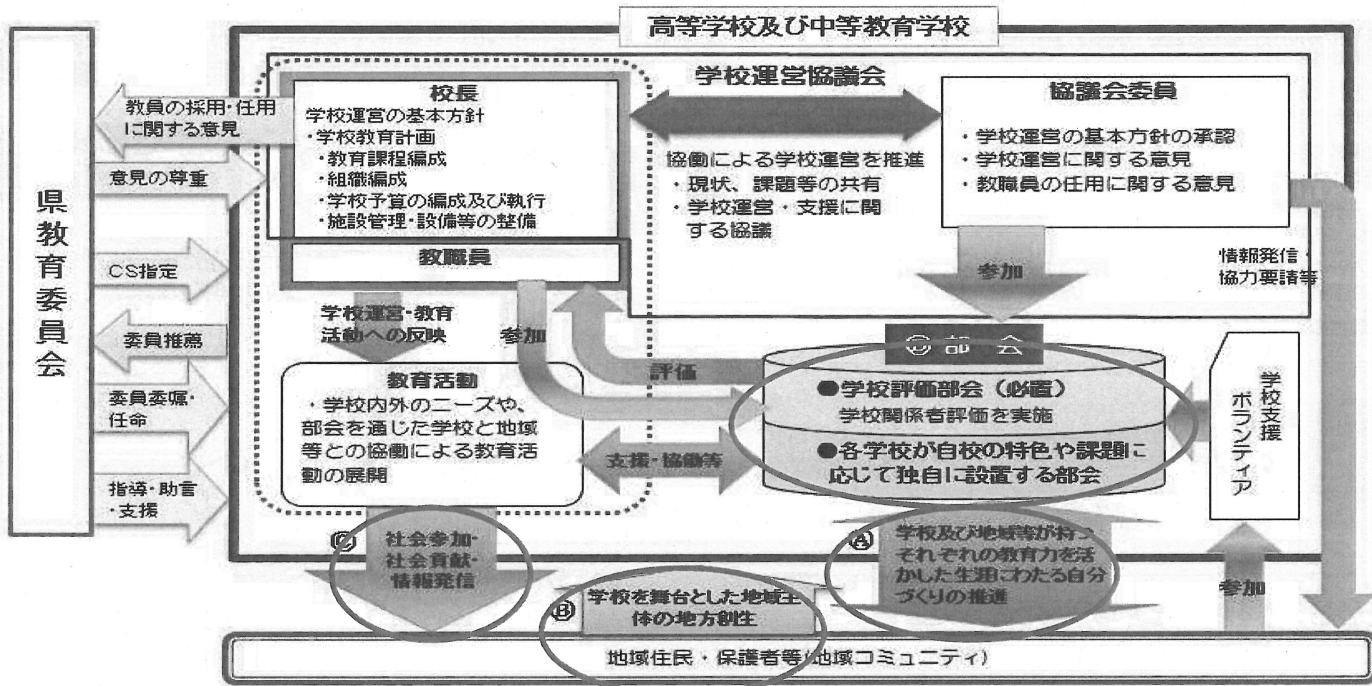
◆ H28. 4. 1現在の幼稚園・高等学校・特別支援学校の指定状況

校種	幼稚園		高等学校		特別支援学校	
指定校数	109		25		11	
H28.4.1 現在	町・村立	市立	町・市立	都道府県立	町・市立	都道府県立
	5	90	6	19	11	0

◆ H29年度コミュニティ・スクールの導入等促進事業(補助事業)実施校(※H29~H31に導入予定)

県名	高等学校	特別支援学校	県立中学校
秋田県	2校	1校	
千葉県	1校	1校	
神奈川県	26校		
大阪府			1校
和歌山県	5校	1校	
山口県		4校	
熊本県	49校	16校	

神奈川県らしいコミュニティ・スクールのしくみについて (イメージ)



※ 必置である学校評価部会以外は、各学校が自校の特色や課題に応じて独自に設置。

**ココが
神奈川県らしさ**

- Ⓐ かながわ教育ビジョンの具体化
- Ⓑ 地方創生の観点からの学校運営協議会
- Ⓒ 高校生が主体的に地域へ
- Ⓓ 学校運営協議会の実質的活動の保障

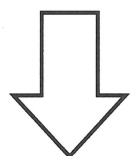
6. 特別支援学校における「地域」をどのように捉えたらよいか？

山口県立宇部総合支援学校

総合支援学校の通学は広範囲にわたる



CSの取組を展開する
 地域をどのようにとらえるか



- ・ これまでも『交流及び共同学習』を実施
- ・ 学校運営協議会同士の連携が可能

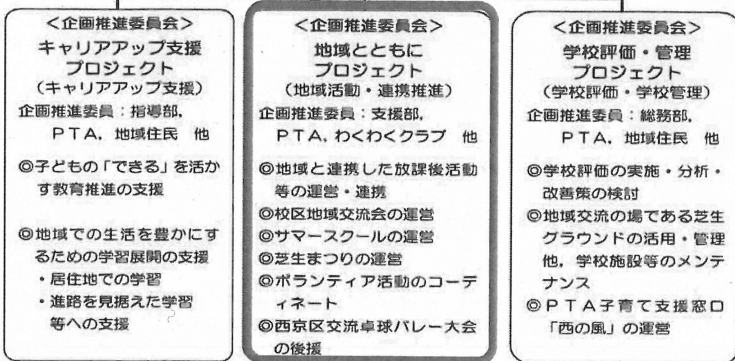
総合支援学校が所在する
 近隣の小・中学校区

新たな地域の創造 ～学びと育みの場づくり～（京都市立西総合支援学校）

特別支援学校におけるコミュニティ（地域）とは

京都西総合支援学校では、障害のある子供たちが積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現を目指して、「学校のある地域（桂坂小学校区）」と「子供たちが暮らしている地域（43小学校区）」の両方に働きかけ、「連携・協働」と「双方向の援助」による市民ぐるみ・地域ぐるみの学校づくりを行っている。

京都市立西総合支援学校 学校運営協議会
(構成：保護者・地域代表・学識経験者等)



コミュニティ・スクールの取組の成果（一部）

- ◆学校にとって
特別支援学校のことを地域に知ってもらうことで地域が学習の場となった。
- ◆保護者にとって
地域の方や学識者、福祉関係者にも相談できる場があり、自分たちの応援団ができたようで心強い。
- ◆地域住民にとって
学校の教育方針や取組がよくわかり、ボランティアとして協力しやすくなった。
- ◆子供たちにとって
子供たちの障害を理解していただき、住みやすい地域づくりの着実な第一歩となっている。

学校にとっての2つの地域

①学校のある地域
(桂坂小学校区)



②子供たちが暮らしている地域
(43小学校区)

小・中学校の学校運営協議会との連携

企画・運営

学校で
開催

- 校区地域交流会の運営
- サマースクールの運営
- 芝生まつりの運営
- 啓発リーフレットの作成
- ボランティア養成講座

居住地域で
開催

- わくわくクラブの運営
- 光華子ども遊び隊への協力
- にこにこクラブの運営



芝生まつり

※学校のグラウンドで、障害のある人にとってのスポーツの拠点となることを目指して開催



わくわくクラブ

※居住地域の小学校の教室等を借りて様々な放課後の活動を実施

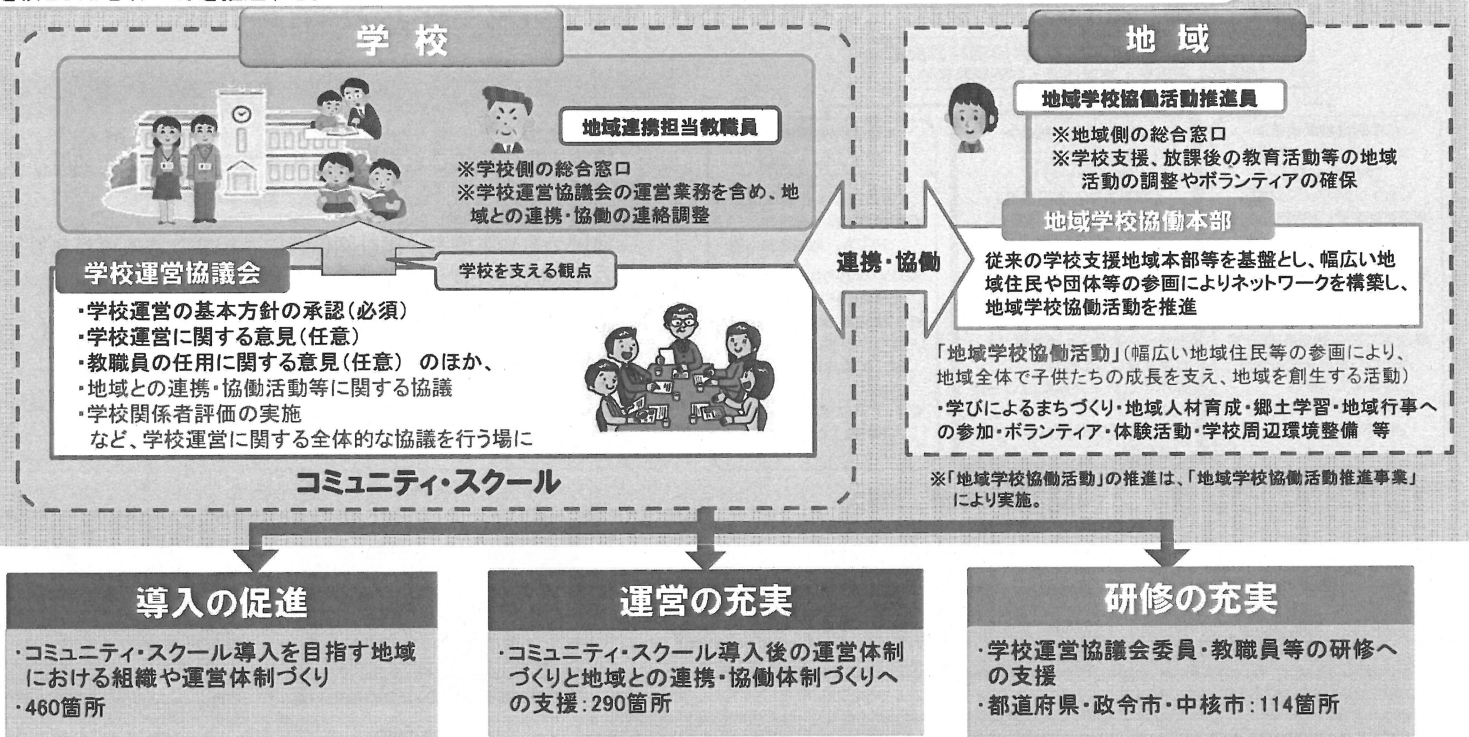
これからの教育課程の理念

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

教育課程そのものを
社会に開いていくこと

全ての公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」となることを目指し、「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、コミュニティ・スクールを推進加速する。コミュニティ・スクールの未導入地域への支援や導入地域における取組充実への支援等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。



※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

※2 CSディレクター: 学校運営協議会の会議運営、協議会委員や学校間の連絡・調整・事務手続、分野横断的な活動の総合調整など、統括的な立場で学校運営協議会に関わる業務を行う地域人材。